

Q：遺産相続が起きた場合、相続税がどのくらいかかるか心配です。

A：相続税の申告の必要があるか、想定される税額の試算、負担をなるべく軽くする分割方法の検討など、相続から10か月という限られた時間内に、申告手続と納付の準備をする必要があります。

なお、平成27年1月以降の相続について、これまでの制度や税率などの仕組みが大きく変わりましたので、**生前から相続対策を考えておく必要があります。**

1. 相続税の基礎知識（平成27年1月1日以降の内容）

遺産の取得に対して課税されます。相続税は、所得税などと同じように、申告納税制度を取っているため、相続税がかかる場合には、期限までに申告・納付を行う必要があります。

平成27年1月1日以降の相続については、相続財産が基礎控除額（3000万円＋@600万円×相続人の人数）を超える場合は、10か月以内に申告・納税が必要です。これを怠ると不申告加算税（納税額の10%増）のペナルティが課されます。なお、それ以前の相続にあつては、基礎控除額（5000万円＋@1000万円×相続人の人数）でしたが、新たに控除が4割縮小され、最高税率も、引き上げる方向で改正されました。

※ 概要は、後記の「8. 税制改正の概要」を参照して下さい。

2. 税法上の相続財産

(1) 民法との違い

課税の観点から、民法上の相続財産（遺産分割の対象）に加え、税法上は相続財産として課税の対象とされるものがあります（みなし相続財産）。

例： 生命保険金、死亡退職金、相続開始から遡って3年内の贈与など

(2) 相続財産からの控除

葬儀費用、債務（借金、入院費用や未払の税金や公共料金など）

3. 財産の評価方法

①現金・預貯金（残高証明書の記載金額）

②有価証券

上場株式であれば、相続日又は相続の月～前々月の毎日の終値の平均値のうち、最も低い金額を採用、取引相場のない株式の場合は、会社の規模、同族株主かどうか

か等で、所定の評価方式によります。その他の有価証券について、それぞれ評価方法がありますので、税理士にご相談ください。

③不動産

土地の場合は、毎年7月頃に相続税や贈与税を算定する場合の評価額として、道路(路線)に面した土地の価格(平米単価)の地価(路線地価)が公表されます。郊外や地方などでは、地価方式ではなく、固定資産税評価額に一定倍率をかけて積算する地域もあります。

道路ごとに面した土地の評価額に、土地の面積を掛けると、概算の評価が出ます。さらに、間口や奥行の比率、角地かどうか、不整形や崖地かどうかなど、具体的状況に合わせて補正する基準が設定されています(財産評価基本通達)。これらの計算により、それぞれの土地につき、相続税申告上の評価額が定まります。

借地権の相続の場合は、同じく路線地価に借地権割合(例えば、70%など、更地価格に対する割合)が指定されています。建物の場合は、現在のところ固定資産税評価額によります。

そして、相続開始前に、被相続人等が居住していた土地や事業用として使用していた土地のうち一定の選択がなされた土地については、土地の評価が大幅に減額される特例があります。

なお、今回の想像税法の改正により、従前より適用対象面積が拡大されたり、適用要件について改正がありましたので、特例が受けられる場合や所用の計算方法などについて、税理士など専門に問い合わせをして下さい。

④生命保険、死亡退職金

民法上の相続財産ではありませんが、課税上はみなし相続財産として課税対象に組み入れますが、それらのうち、@500万円×法定相続人の人数の範囲は、非課税となります。

⑤控除対象

葬儀費用 (社会通念上相当な範囲、香典や香典返しは除外)

債務 (借金、未払いの入院費用、公共料金、税金など)

4. 税額の算出

下記の流れに従って計算します。

i 相続財産+前3年内の贈与-相続財産からの控除=課税価格

ii 課税価格-基礎控除の額を、一旦法定相続分の割合に従って取得したとして、各人の取得額に対する税率を掛けた金額を合計します。

税率は、従前課税相続額対して、10~50%6段階であったものが、10~55%までの8段階となり、遺産取得額により負担増になりました。

- iii 上記税額の総額を、各人が具体的に取得した財産の課税価格に応じて按分する。
- iv 各人の具体的な納付額を算出します。

*前3年の贈与につき、贈与税を納めていた場合には、一定額を控除

*配偶者、1親等の血族以外の場合は、2割加算

5. 税額控除

配偶者の場合は、相続した財産が1/2(または1億6000万円以内)のいずれかの場合、算出された税額の全額を控除できるので、その範囲であれば、実際に税金を納めないで済みます。その他、未成年者や障がい者の場合は、一定額の控除が認められます。

6. 未分割での申告

上記の土地の減額や税額控除の恩典を受けるには、申告時に所定の相続財産の帰属が確定している必要があります。間に合わない場合は、未分割で申告・納税し、分割確定後(原則として3年以内)に修正申告をする必要があるため、税理士にご相談ください。

7. 申告・納付後の税務調査

申告、納税を行った後に、税務調査を受けることがあります。遺産が高額な場合や多数の不動産がある場合などは、後日調査があることがあります。申告内容が適正かどうか、評価等について見解の相違があった場合、資産の計上漏れがあるなどの場合は、状況に応じて修正申告をする必要が生じます。税務署の調査能力は大変なもので、相続人が気付かなかつた預貯金や有価証券を調べ出して、遺漏が指摘される場合もあります。

8. 税制改正の概要

バブル期の不動産価格の上昇に伴い、基礎控除額の引き上げがなされましたが、その後、土地や株価などが下落し、相対的に相続税を納めるケースが減ったこともあって、平成25年度税制改正により、同27年1月1日以降に発生する相続・贈与について、相続税及び贈与税の大幅な改正がなされました。詳細は、書籍や文献に当たっていただきたいのですが、大きな改正点を要約すると、以下の通りです。

<相続税について>

※ 平成27年1月1日以降の相続に適用

1. 基礎控除の引下げ(↑増税)

平成27年1月1日以降の相続に適用

(旧) 5,000万円+@1,000万円×法定相続人

(新) 3,000万円+@ 600万円×法定相続人

2. 税率システムの見直し (↑増税)

旧			新		
各人の相続額	税率	控除額	各人の相続額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円	3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	5,000万円以下	20%	200万円
10,000万円以下	30%	700万円	10,000万円以下	30%	700万円
			20,000万円以下	40%	1,700万円
30,000万円以下	40%	1,700万円	30,000万円以下	45%	2,700万円
			60,000万円以下	50%	4,200万円
30,000万円 超	50%	4,700万円	60,000万円 超	55%	7,200万円

3. 小規模宅地等の特例の見直し (↓減税)

適用面積の拡充 (その他、適用要件についても一部緩和もあり)

旧			新		
宅地等の種類	適用限度	減額割合	宅地等の種類	適用限度	減額割合
特定居住用	240 m ²	80%	特定居住用	330 m ²	80%
特定事業用	400 m ²	80%	特定事業用	400 m ²	80%
上記併用の場合	400 m ² (調整あり)	80%	上記併用の場合	730 m ² (調整なし)	80%

<贈与税について>

※ 平成 27 年 1 月 1 日以降に贈与で取得する場合に適用

1. 税率システムの見直し〔暦年課税〕（↓減税）

旧	平成 26 年末まで	
基礎控除後の課税価格	税 率	控除額
200 万円以下	10%	—
300 万円以下	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円
600 万円以下	30%	65 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円
1,000 万円 超	50%	225 万円

その 1

新	一般（その 2 以外の贈与の場合）	
基礎控除後の課税価格	税 率	控除額
200 万円以下	10%	—
300 万円以下	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円
600 万円以下	30%	65 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円
1,500 万円以下	45%	175 万円
3,000 万円以下	50%	400 万円
3,000 万円 超	55%	400 万円

その 2

新	20 才以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合	
基礎控除後の課税価格	税 率	控除額
200 万円以下	10%	—
300 万円以下	15%	10 万円
400 万円以下	15%	10 万円
600 万円以下	20%	30 万円
1,000 万円以下	30%	90 万円
1,500 万円以下	40%	190 万円
3,000 万円以下	45%	265 万円

4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

2. 相続時精算課税制度の対象範囲拡大（↓減税）

（旧） 受贈者：20才以上の推定相続人 贈与者：65才以上

（新） 受贈者：20才以上の推定相続人+孫 贈与者：60才以上

3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（↓減税）

新設：受贈者（30才未満）の教育資金に充てること

直系尊属が平成25年4月1日～同27年12月31日迄の拠出
金融機関に信託

受贈者1人@1500万円（学校等以外の場合は、@500万円）